

総務委員会会議録

平成25年5月21日(火)

(開 会) 7:28

(閉 会) 7:31

案 件

1. 議案第50号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第50号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○課税課長

議案第50号 飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いします。この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴いまして、飯塚市税条例の一部を改正するものであります。

3、4ページに条文の改め文、5、6ページに新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正点についてご説明いたします。

この地方税法の改正は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった協定倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を条例に定めることができる「わがまち特例」が導入されることになったもので、これを受けまして、都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準額に3分の2を乗じ、固定資産税を算定するものであります。

以上、簡単でございますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」については承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。